

一般社団法人三重県建築士会 旅費、日当、報酬などに関する内規

平成 16 年 10 月 13 日制定
平成 19 年 2 月 13 日改正
平成 23 年 12 月 7 日改正
平成 24 年 4 月 16 日改正
平成 24 年 8 月 8 日改正
平成 25 年 11 月 13 日改正
平成 26 年 4 月 9 日改正
令和元年 11 月 22 日改正
令和 5 年 6 月 14 日改正

1. 三重県建築士会会員外（以下会員外）に対する報酬を次のように定める。

- (1) C P D、専攻建築士評議委員等 報酬 5,000 円（半日）
- (2) 講習会講師（指定講習会など） 報酬 10,000 円（半日）
- (3) その他の会議参加（報酬を支払う場合） 報酬 10,000 円（半日）
- (4) 会長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 旅費、宿泊費は実費とする。

2. 三重県建築士会会員（以下会員）に対する日当を次のように定める。

- (1) 試験業務 試験監理員 日当 建築教育普及センター規定を支払う（旅費共）
受付審査員 日当 建築教育普及センター規定を支払う（旅費共）
- (2) C P D、専攻建築士評議委員等 日当 なし、
- (3) 講習会、説明会等の説明員、受付、挨拶等 日当 なし、
- (4) 応急危険度判定士養成講座等の事業の講師（講師に限る）
日当 10,000 円（半日）
- (5) 上記以外の理事会、委員会、事業運営などには、原則として日当は支払わない。
- (6) 担当委員会が有料の講習会に出席する場合、運営上の必要最低限の人数については講習料を免除する。但し、テキスト代等必要経費は個人負担とする。
- (7) 会長が認めた場合はこの限りでない。
- (8) これらについての旅費は第 3 条による。

3. 会員の理事会、委員会等の県内旅費を津会場については別紙のように定める。会員外の委員等の県内旅費についても別途記載がない場合は別紙の通りとする。

なお、別紙については運賃の改正があるごとに、実情に合わせて改正するものとする。

- (1) 津会場以外の場合は、別紙を参考に各駅間の実費をもとに算出する。
- (2) その他の県内旅費も別紙を基本に算出する。
- (3) 会長が認めた場合はこの限りでない。

4. 会員の県外派遣旅費を次のように定める。

- (1) 所属支部の代表的な駅から目的地の最寄り駅までの実費運賃に小運搬費（500 円）を加えたものとする。尚、1 列車が 50km を超える場合は、特急料金を加算する。
- (2) 最寄り駅から現地までの交通は徒歩を原則とし、タクシー代は認めない。（必要に応じてバス代程度を支給する）
- (3) 宿泊費は原則として支払わない。但し、会議の都合で帰れない場合は宿泊費（8,000 円）を支払う。
- (4) 連合会、ブロック会などから旅費を支給された場合は、当会からは支払わない。
- (5) 全国大会、青年女性ブロック大会、まちづくり会議等の参加は、別途助成金を定め旅費は支払わない。
- (6) 懇親会費は、原則として自己負担とする。
- (7) 会長が認めた場合はこの限りでない。

5. 会員の昼食、夕食の食事費を次のように定める。

- (1) 昼食 原則 800 円までの実費とする。
- (2) 夕食 原則 800 円までの実費とする
- (3) 会長が認めた場合はこの限りでない。

6. 表彰者旅費を次のように定める。

- (1) 連合会会長表彰者は全国大会開催場所までの片道旅費を実費として支払う。但し、片道 15,000 円を限度とする。
- (2) 会長が認めた場合はこの限りではない。

付 則

- 1 この内規の設定及び改廃は、総務委員会に諮り決する。
- 2 この内規は、平成 26 年 6 月 1 日より適用する。
- 3 この内規は、令和元年 10 月 1 日より適用する。
- 4 この内規は、令和 5 年 6 月 14 日より適用する。
- 5 この内規は、令和 6 年 10 月 1 日より適用する。

第3の別紙

津会場の場合の旅費

小運搬費 500 円に往復普通運賃 (近鉄又は JR の安いほう) を加えたもの。但し、100km を超える場合は、長距離手当として 1,000 円を加える。

支部名	計算式	金額	従前金額
桑員	1,660 円 (近) + 500 円	2,160 円	1,900 円
三泗	1,180 円 (近) + 500 円	1,680 円	1,500 円
鈴鹿	1,060 円 (近) + 500 円	1,560 円	1,220 円
津		500 円	500 円
松阪	980 円 (近) + 500 円	1,480 円	1,320 円
伊勢	1,520 円 (近) + 500 円	2,020 円	1,780 円
志摩	2,540 円 (近) + 500 円	3,040 円	2,560 円
伊賀	2,000 円 (近) + 500 円	2,500 円	2,480 円
紀北	3,980 円 (JR) + 1,500 円	5,460 円	5,460 円
紀南	5,280 円 (JR) + 1,500 円	6,780 円	6,780 円

令和 6 年 10 月 1 日改定